月 報

しろにし

〒989-0229 白石市銚子ケ森37-8 ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所)

TEL:0224-25-3107



【求職の状況】

- O 新規求職者数は108人で、前月と比べて9.1増加した。
- 月間有効求職者数は570人で、前月と比べて2.1%減少した。

【求人の状況】

- 〇 新規求人数は242人で、前月と比べて24.7%増加した。雇用形態別でみると一般は前月と比べて14.8%増加し、パートは前月と比べて43.9%減増加した。
- 月間有効求人数は659人で、前月と比べて2.5%増加した。

【求人倍率の状況】

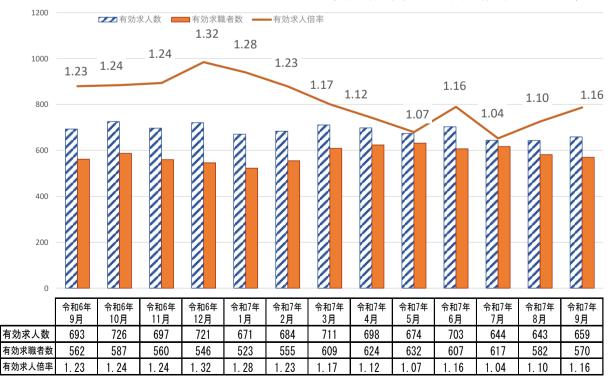
- 有効求人倍率は1.16倍で、前月を0.06ポイント上回った。雇用形態別でみると一般は 1.22倍で前月と比べて0.07ポイント増加した。パートは1.63倍で、前月と比べて0.59ポイント 増加した。
 - (注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数などが含まれている。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)

原数值

11号月



一般職業紹介状況(令和7年9月內容)

		項目	当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
	新規求職者数		108	9.1	▲ 15.6
求		うち男	49	▲ 5.8	▲ 10.9
		うち女	57	21.3	▲ 20.8
	年	~44歳	53	23.3	17.8
職	齢	45~54歳	23	43.8	▲ 17.9
	別	55歳~	32	▲ 20.0	▲ 41.8
	月間有効求職者数		570	▲ 2.1	1.4
関		うち男	270	▲ 3.2	▲ 1.8
		うち女	298	▲ 1.7	4.6
	年	~44歳	207	4.5	3.5
係	齢	45~54歳	112	0.0	▲ 0.9
	別	55歳~	251	▲ 7.7	0.8
	新規求人数		242	24.7	8.5
求	主	建設業	29	▲ 25.6	▲ 34.1
人	要	製造業	39	290.0	5.4
関	産	卸売・小売業	76	406.7	245.5
係	業	飲食店・宿泊業	4	▲ 84.0	▲ 86.2
	別		30	▲ 52.4	▲ 37.5
		有効求人数	659	2.5	▲ 4.9
	紹介	牛数	121	21.0	▲ 4.7
就		うち男	63	34.0	▲ 7.4
職		うち女	58	9.4	▲ 1.7
関	就職	牛数	38	31.0	▲ 19.1
係		うち男	12	9.1	▲ 52.0
		うち女	26	44.4	23.8

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。 (パートを含む)

雇用保険取扱状況(令和7年9月內容)

		項目	当 月	前月	前年同月
適用関係	月 末	現在事業所数	779	793	795
	資	格取得者数	友 87	68	93
	資	格喪失者数	打10	234	100
	月 末	現在被保険者数	10,863	10,887	11,226
給付関係		受給資格決定件数	35	28	22
	一般	受給者実人員	194	187	136
		支給金額(千円)	26,526	23,792	17,590
	高齢	受 給 者 数	9	7	17
	同断	支 給 金 額(千 円)	2,194	1,766	3,371
係	特例	受 給 者 数	0	0	0
	1 ते 1 7ग	支給金額(千円)	0	0	0
	再就職	支 給 人 員	16	7	5
	手 当	支 給 金 額(千 円)	10,694	3,594	1,745



労働保険に入っていれば…



はたらく安心、つなぐ安心。

労災保険 雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。 事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能!口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/ |労働保険 特設サイト 🔍 または二次元コードから 🕨



事業主の皆さまへ

一〇 労働保険の成立手続きについて

[労働保険]とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称です。 このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、 所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

新規開発事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、 労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、 成立手続を行う義務があります。

> ※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれます。 ※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。



▶ 労働者とは?

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業 に使用される者で、労働の対価としての賃金 が支払われる者のことをいいます。

▶ 短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となり ます。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は 対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません

成立手続を怠っているとっ

遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その 際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、 労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

政府は、事業主が放意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害につい て労災保険給付を行なった場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の 全部又は一部を事業主から徴収します。

事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高年齢者や障害者など、就 職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある 場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向 くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行 うことができます。

詳しくはこちら



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いた だくことが可能です。口座振替をご利用いただくために は、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設してい る金融機関の窓口にご提出ください。



